

大洲・喜多衛生事務組合 制限付一般競争入札(事後審査型)執行要領

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 大喜衛組第10号
- (2) 工事の名称 清流園 年間プログラムタイマー 設置工事
- (3) 工事場所 大洲市米津乙1番地の2
- (4) 工事概要
 - ア 年間プログラムタイマー(型番:QT-7800RM)設置
 - イ EMケーブル配線
- (5) 工事期間 契約締結日から令和7年度末
- (6) 予定価格 金751,300円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

2 入札方式について

- (1) 本案件は、紙入札方式により執行する。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

当該工事に係る入札参加資格として下記の条件を満たすことの審査を開札後に行う。

- (1) 清流園において、過去3年以内に工事实績を有すること。または、当該機器に類する機器について、過去3年以内において工事实績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
(地方自治法施行令において、普通地方公共団体を大洲・喜多衛生事務組合と読み替えることとする)
- (3) 令和7年4月1日から開札日までの期間において、大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱の規定により、入札参加資格停止等の処分を受けていない者。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
(入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係に係る入札参加制限)
入札に参加しようとする他の者との間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合、当該関係がある者が行った入札は無効とする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「再生手続が存続中の会社」という。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)である場合は除く。

- ① 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が、再生手続きが存続中の会社又は更生会社である場合を除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札参加資格審査申請に関する事項

(1) 共通事項

この入札に参加を希望する者は、大洲市の様式に準拠した令和7・8年度一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出すること。なお、申請期間の末日までに提出しない者は、この入札に参加することができない。

(2) 参加申請

ア 申請方法

紙媒体により必要書類の一式を持参すること。

イ 提出書類

上記（1）の書類

ウ 提出期間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月11日（金）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とする。ただし、大洲市の休日を定める条例（平成17年1月11日 大洲市条例第2号。以下「条例」という。）第1条に規定する休日を除く。

エ 提出場所

愛媛県大洲市米津乙1番地の2 大洲・喜多衛生事務組合 清流園

5 入札参加資格の喪失に関する事項

申請書等により入札参加資格を認められた者であっても、開札日までに入札参加資格を満たさなくなったときは、当該工事に係る入札に参加することはできないものとする。

6 設計図書等の閲覧に関する事項

当該工事に係る設計図書等は、下記の閲覧の方法によるものとする。

(1) 閲覧期間

清流園での閲覧については、令和7年7月7日（月）から令和7年7月11日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、条例第1条に規定する市の休日を除く。

(2) 閲覧場所

大洲市米津乙1番地の2

大洲・喜多衛生事務組合 清流園 または 清流園 公式ホームページ

7 設計図書等についての質問

(1) 提出期間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月11日（金）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とする。ただし、条例第1条に規定する市の休日を除く。

(2) 提出方法

質疑応答書（様式第1号）を電子メールで送付し、必ず電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 提出場所

大洲市米津乙1番地の2
大洲・喜多衛生事務組合 清流園
電話 0893-26-0200

(4) 回答方法

随時、電子メールにて回答を行う。

8 入札書及び工事費内訳書の提出

(1) 共通事項

ア 入札書には、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札回数は1回とする。

ウ 工事費内訳書

入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を作成し、提出すること。様式は自由であるが、工事原価と一般管理費等が明らかとなるようにすること。

工事費内訳書を提出しない者は、入札に参加できないものとする。

(2) 入札方式

ア 提出方法

入札書と工事費内訳書をそれぞれ別々の封筒に入れ封印を行い持参すること。

代理人が入札に参加する場合は、委任状も持参すること。

イ 提出期間

令和7年7月7日（月）の午前9時から令和7年7月11日（金）の正午まで（正午から午後1時までを除く）とする。ただし、条例第1条に規定する市の休日を除く。

ウ 提出場所

大洲市米津乙1番地の2
大洲・喜多衛生事務組合 清流園

9 開札

(1) 日時

令和7年7月14日(月) 午前8時40分から(事業者立会不要)

(2) 場所

大洲市米津乙1番地の2

大洲・喜多衛生事務組合 清流園 管理棟 1階

10 契約事項を示す場所

契約事項は、大洲・喜多衛生事務組合 清流園(大洲市米津乙1番地の2)で閲覧することができる。

11 入札保証金

大洲市契約に関する規則(以下「規則」という。)第11条の規定に準拠して免除とする。

12 入札の無効に関する事項

地方自治法施行令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札又は規則第6条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格審査申請に基づき入札参加を認められた者であっても、審査後、入札参加資格停止等の処分を受ける等、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

13 入札の中止

入札参加者が1者に満たない場合は、入札を中止する。

14 契約の成立要件

契約の締結については、大洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年条例74号)第2条の規定に準拠することとするが、本件は工事請負であり、その予定価格が1億5,000万円未満のため、大洲・喜多衛生事務組合議会の議決を要しない。

15 低入札価格調査制度

地方自治法施行令167条の10第1項の規定による低入札価格調査制度は適用しない。

16 契約保証金

契約保証金は免除とする。

17 支払の条件

(1) 前金払 無

(2) 部分払 無

18 契約書作成の要否

要

19 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、規則、工事請負契約約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

20 その他

提出された申請書等は返却しない。